第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「同条第二項中「指定職俸給表」を「同条第三項第一号ロ中「指定職俸給表」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「「百分の百五十五」に改める。

第二十二条の二第五項中「、単身赴任手当」を削る。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

附則第六項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	195,100	325,800
	2	196,800	328,000
	3	198,400	330,300
	4	200,100	332,500
	5	201,900	334,800
	6	203,600	337,000
	7	205,300	339,300
	8	206,900	341,600
	9	208,700	343,700
	10	210,600	345,800
	11	212,500	348,000
	12	214,400	350,100
	13	216,100	352,300
	14	218,100	354,300
	15	220,100	356,300
	16	222,100	358,300
	17	224,000	360,200
	18	226,700	362,100
	19	229,400	364,100
	20	232,100	366,100
	21	234,700	367,900
	22	237,500	369,900
	23	240,100	371,800
	24	242,800	373,700
	25	245,400	375,200
	26	247,900	377,000
	27	250,400	378,900
	28	252,900	380,800
	29	255,600	382,700
	30	258,000	384,600
	31	260,300	386,500
	32	262,600	388,500
	33	264,900	390,200
	34	267,200	391,900
	35	269,400	393,500
	36	271,600	395,300
	37	274,000	396,500
	38	276,000	398,000
	39	278,100	399,400
	40	280,200	400,800
	41	282,200	402,500
	42	284,800	403,900
	43	287,200	405,200
	44	289,700	406,700
	45	291,900	408,300
	46	294,500	409,600
	47	297,000	411,100
	48	299,700	412,700
	49	302,100	414,400
	50	304,500	415,800
	51	307,000	417,400
	52	309,400	418,900
	53	311,800	420,600
	54	314,000	422,100